

長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）は、障害者福祉の向上を図るため、予算の定めるところにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成19年3月30日長崎県告示第460号の9)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象経費等)

第2条 整備費補助金の交付の対象となる経費は、別表1の第1欄に掲げる社会福祉施設の施設整備に要する経費であって、別表2の第3欄に定める経費とする。

2 整備費補助金は、次の各号に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎の整備に要する費用
- (3) その他整備費として適当と認められない費用

(補助の額)

第3条 整備費補助金の額は、別表1の第1欄に定める施設ごとに、次により算出するものとする。

ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、前条に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く）を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額を選定する。

イ 別表1の第1欄に定める施設の種類ごとに別表2の第1欄に定める種目ごとに第2欄より算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額に別表1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額の範囲内の額を補助額とする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 誓約書（様式第2の2号）
- (4) 整備費補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)に係る収支予算書又はこれに代わる書類

2 申請書の提出期限は、別に定めるところによるものとする。

- 3 第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金中の仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金中の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体については、この限りではない。

(補助の条件)

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に係る契約手続き等については、知事が別に定めるところにより行わなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
なお、知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び関係書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣又はこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (5) 整備費補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。
- (6) 長崎県福祉サービス第三者評価の対象となる施設で補助を受けようとするものは、補助協議を行う年度を含めて過去3カ年に福祉サービス第三者評価を受審していなければならない。また、受審していない場合にあっては、「福祉サービス第三者評価受審計画書」(様式第10号)を提出しなければならない。ただし、補助額が300万円に満たない場合、災害復旧費等臨時的措置による補助及び民間公益団体の補助については、この限りでない。
- (7) 補助事業を行うにあたり、次のアからウに掲げる者と契約を締結しないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、整備費補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(事前着手)

第7条 補助事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の円滑な実施を図るうえで、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、知事に事前着手届(様式第3号の2)を提出し、その同意を得て事業着手することができるものとする。

ただし書きにより交付決定前に着手する場合において、補助対象者は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

(状況報告等)

第8条 規則第11条第1項の規定による報告は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 補助事業に係る工事に着手したときは、着手した日から7日以内に工事着手報告書(様式第3号)を提出すること。
- (2) 12月末日現在における工事の状況について、翌年1月10日までに工事進捗状況報告書(様式第4号)を提出すること。
- (3) 補助事業に係る工事が完了したときは、完了の日から7日以内に竣工届(様式第5号)を提出すること。

(軽微な変更)

第9条 規則第11条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 建物の規模又は構造の変更(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
- (2) 建物の用途の変更
- (3) 入所定員又は利用定員の変更

(実績報告)

第10条 規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該事業完了日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。ただし、同項後段の規定により提出する場合にあっては、翌年度の4月10日とする。

2 規則第13条第1項前段の規定による実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 精算額算出内訳(様式第6号)
- (2) 事業実績報告書(様式第7号)
- (3) 歳入歳出決算見込書抄本

- 3 規則第 13 条第 1 項後段の規定による実績報告書に添付する書類は、年度実績報告書(様式第 8 号)とする。
- 4 第 4 条第 3 項ただし書の規定により交付の申請をし、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金中の仕入に係る消費税等相当金額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 第 4 条第 3 項ただし書の規定により交付の申請をし、第 1 項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金中の仕入に係る消費税等相当額が確定した場合(仕入控除税額 0 円の場合を含む。)には、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第 9 号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。
なお、社会福祉法人等が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- 6 知事は、前項の報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等相当額の返還を命ずる。

(整備費補助金の交付)

第 11 条 整備費補助金は、概算払の方法により交付できるものとし、この場合において、規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の別に定める概算払に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1)概算払請求書(様式第 11 号)
- (2)請求内訳書(様式第 12 号)

(財産の処分の制限)

第 12 条 規則第 20 条ただし書に規定する別に定める期間については、補助事業により取得した財産の処分制限期間(昭和 20 年厚生労働省告示第 384 号)中補助金等欄の社会福祉施設整備補助金の例による。

(書類の提出部数)

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、各 2 部とする。ただし、電子メール等による提出を認めるものについてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成 19 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 3 この要綱は、平成 20 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 4 この要綱は、平成 21 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 5 この要綱は、平成 22 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 6 この要綱は、平成 23 年度の予算に係る補助金から適用する。

- 7 この要綱は、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 8 この要綱は、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 9 この要綱は、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 10 この要綱は、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 11 この要綱は、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 12 この要綱は、平成 28 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 13 この要綱は、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 14 この要綱は、平成 30 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 15 この要綱は、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。
- 16 この要綱は、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 17 この要綱は、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 18 この要綱は、令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 19 この要綱は、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 20 この要綱は、令和 6 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第2条、第3条関係)

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者	4 補助率
障害福祉サービス事業所 (療養介護を除く。)	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)	3 / 4以内
障害福祉サービス事業所 (療養介護に限る。)	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3 / 4以内
障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、又は公益財団法人等。医療法人を除く。)	3 / 4以内
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第28条第3項	社会福祉法人	3 / 4以内
短期入所事業所、 共同生活援助事業所	障害者総合支援法第5条第8項及び同条第15項	社会福祉法人等	3 / 4以内
障害児入所施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人又は公益財団法人	3 / 4以内
児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人等	3 / 4以内
児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	3 / 4以内
居宅訪問型児童発達支援事業所、 保育所等訪問支援事業所、障害児 相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	3 / 4以内

福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3 / 4以内
応急仮設施設	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備及び設備整備の国庫補助の取扱いについて」	本表中の施設の種類の種類ごとに定められている設置者	3 / 4以内
その他の施設	知事が特に必要と認めるもの	社会福祉法人又は日本赤十字社	3 / 4以内

別表 2 (第2条、第3条関係)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	1 施設当たり基準単価を適用する場合 別表 3 に掲げる 1 施設あたり基準単価を 基準額とする。 大規模修繕等及びその他の特別な工事費 については、知事が必要と認めた施設及び額 とする。	施設の整備（施設の整備と一 体的に整備されるものであって、 知事が必要と認めた整備を含む） に必要な工事費又は工事請負費 （第2条第2項に定める費用を除 く。）及び工事事務費（工事施 工のため直接必要な事務に要す る費用であって、旅費、消耗品 費、通信運搬費、印刷製本費及 び設計監督料等をいい、その額 は、工事費又は工事請負費の2.6 %に相当する額を限度額とする。 以下同じ） ただし、別の負担（補助）金、 若しくは、この区分と別の区分 又はこの種目とは別の種目にお いて別途補助対象とする費用を 除き（以下同じ）、工事費又は 工事請負費には、これと同等と 認められる委託費、分担金及び 適当と認められる購入費等を含 む（以下同じ。）。
解体撤去工 事費及び仮 設施設整備 工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は 工事請負費及び仮設施設整備に 必要な賃借料、工事費又は工事 請負費
スプリンクラー設 備等工事費 （既存施設）	知事が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事 費又は工事請負費

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下		61,700,000
		21人 ~ 40人		124,400,000
		41人 ~ 60人		207,800,000
		61人 ~ 80人		291,900,000
		81人 ~ 100人		376,100,000
		101人 ~ 120人		459,300,000
		121人以上		543,600,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下		49,700,000
		21人 ~ 40人		100,400,000
		41人 ~ 60人		167,900,000
		61人 ~ 80人		236,600,000
		81人 ~ 100人		303,900,000
		101人 ~ 120人		372,600,000
		121人以上		440,100,000
	就労・訓練事業等整備加算			47,600,000
	大規模生産設備等整備加算			156,800,000
	短期入所整備加算			12,900,000
	発達障害者支援センター整備加算			15,000,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			10,600,000
	居宅介護整備加算			7,140,000
	避難スペース整備加算			41,400,000
療養介護	本体	利用定員 20人 以下		112,300,000
		21人 ~ 40人		225,600,000
		41人 ~ 60人		376,000,000
		61人 ~ 80人		529,200,000
		81人 ~ 100人		681,000,000
		101人 ~ 120人		832,600,000
		121人以上		984,400,000
	就労・訓練事業等整備加算			47,600,000
	大規模生産設備等整備加算			156,800,000
	短期入所整備加算			12,900,000
	発達障害者支援センター整備加算			15,000,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			10,600,000
	居宅介護整備加算			7,140,000
	避難スペース整備加算			41,400,000
共同生活援助	本体	定員4人～10人		29,300,000
		短期入所整備加算		12,900,000
		エレベーター等設置整備加算		2,320,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			10,600,000
	居宅介護整備加算			7,140,000
	避難スペース整備加算			41,400,000
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	117,964,000
			標準	112,348,000
		21人 ~ 40人	都市部	236,908,000
			標準	225,628,000
		41人 ~ 60人	都市部	394,971,000
			標準	376,164,000
		61人 ~ 80人	都市部	555,846,000
			標準	529,378,000
		81人 ~ 100人	都市部	715,254,000
			標準	681,195,000
		101人 ~ 120人	都市部	874,416,000
			標準	832,777,000
		121人以上	都市部	1,033,701,000
			標準	984,478,000
	訓練事業等整備加算			都市部
			標準	47,617,000
大規模訓練設備等整備加算			都市部	164,662,000

別表3

			標準	156,822,000
			都市部	13,567,000
	短期入所整備加算		標準	12,922,000
			都市部	15,768,000
			標準	15,018,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,269,000
			標準	10,734,000
	障害児相談支援整備加算		都市部	7,504,000
			標準	7,147,000
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	24,202,000
		標準	23,050,000	
小規模グループケア整備加算		都市部	43,518,000	
		標準	41,446,000	
避難スペース整備加算		都市部		
		標準		
福祉型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部	64,909,000
標準			61,819,000	
医療型児童発達支援センター		21人 ～ 40人	都市部	130,678,000
			標準	124,456,000
児童発達支援事業所		41人 ～ 60人	都市部	218,206,000
			標準	207,816,000
放課後等デイサービス事業所		61人 ～ 80人	都市部	306,589,000
			標準	291,990,000
		81人 ～ 100人	都市部	394,971,000
			標準	376,164,000
		101人 ～ 120人	都市部	482,254,000
			標準	459,291,000
		121人以上	都市部	570,882,000
			標準	543,697,000
訓練事業等整備加算		都市部	49,996,000	
		標準	47,616,000	
大規模訓練設備等整備加算		都市部	164,662,000	
		標準	156,822,000	
短期入所整備加算		都市部	13,569,000	
		標準	12,922,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,768,000	
		標準	15,018,000	
障害児相談支援整備加算		都市部	11,269,000	
		標準	10,734,000	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	7,504,000	
		標準	7,147,000	
避難スペース整備加算		都市部	43,518,000	
		標準	41,446,000	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	別表1のうち児童福祉法に基づく施設		都市部	32,515,000
			標準	30,967,000
	別表1のうち上記以外の施設			30,900,000
短期入所(短期入所のみの整備の場合)				15,600,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみの整備の場合)				10,600,000
障害児相談支援(各事業のみの整備の場合)			都市部	11,269,000
			標準	10,734,000
居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)				7,140,000
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみの整備の場合)			都市部	7,504,000
			標準	7,147,000
避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	別表1のうち児童福祉法に基づく施設		都市部	43,518,000
			標準	41,446,000
	別表1のうち上記以外の施設			41,400,000
補装具製作施設				15,600,000
盲導犬訓練施設				194,400,000
点字図書館				53,400,000
聴覚障害者情報提供施設				72,000,000

備考

- 1 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 2 都市部とは中核市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)の区域をいう。標準とは都市部以外の区域をいう。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。